

## 論文審査の結果の要旨

論文題名

神宮伝奏の研究

論文審査の要旨

本論文は、康和 2（1100）年から慶応 4（1868）年まで約 769 年にわたり存在した神宮上卿・神宮伝奏に関する体系的かつ網羅的な制度史研究である。朝廷において伊勢神宮に関する政務万般を専門に担当する役職を公家の中から選び、神宮上卿・神宮伝奏と名付けたが、延べ 249 名の神宮上卿・神宮伝奏がいつ誰によって担われたかを、幅広い関係史料を分析することで確定させた。長期間にわたる全員を確認したことの制度史的な意義は大きく、今後学会の共有財産として活用されることになろう。

本論文はまた、朝廷における伊勢神宮行政の研究も行っており、神宮行政に関して、時の天皇・上皇、摂政・関白、武家伝奏、伊勢神宮の祭主以下神職などと神宮上卿・伝奏との関係や江戸幕府の政策を背景にした分析と的確な指摘が試みられ、天皇論・朝廷論・朝幕関係論としても意義ある研究成果を数多く提起している。

従来の研究には見られなかったオリジナリティの高さと、一次史料を幅広く集め分析した実証性の高さに加え、先行研究を踏まえた研究成果の意義は高く評価されて然るべきであろう。

1000 枚（400 字換算）超の本論文は、序章の後、3 部構成で編まれている。

序章「神宮伝奏研究史の整理と本論文の課題」では、①平安～室町期の神宮上卿に関する研究史として、江戸時代後期の有職故実家（内宮禰宜） 藺田守吉の『神宮典略』や外宮禰宜の国学者足代弘訓（鈴屋系の伊勢山田社中指導者）の『神宮上卿次第』上下巻・『神宮上卿部類』を紹介し、さらに公家の三条実万『神宮上卿至要抄』の内容を紹介したうえで、現代の 10 人を超える研究者の研究の特徴を述べる。②鎌倉～戦国織豊期の神宮伝奏に関する研究史として、江戸時代中期の学者篠崎維賞の『故実拾要』から始め、現代の 10 人余りの研究を紹介し、③江戸時代の神宮伝奏に関する研究として、現代の研究者 10 人余りを紹介する。以上、江戸時代の国学者などの著書から現代にいたる先行研究を、ていねいに網羅したものである。その上で、本論文全体の課題を提示し、論文構成を明示する。

第一部 神宮伝奏の成立 は、第 1 章「神宮上卿の成立」第 2 章「神宮伝奏の成立」第 3 章「神宮奏事始の成立」からなる。第 1 章では、康和 4（1102）年に伊勢神宮で発生した事件を機会に、堀川天皇が信頼を寄せる久我雅実に神宮行政を担わせ神宮上卿としたところにその成立を見る。そののち後白河院政期の永暦 2（1161）年から文治 2（1186）年までの時期には、院の近臣である院司などが神宮上卿となり法皇の主導で神宮行政が進められたことを指摘する。しかしながら鎌倉期に入ると、神宮上卿の制度は次第に衰退に向かっていった様子を述べる。

第2章では、弘安2(1279)年にその活動が確認できる神宮伝奏について、神宮上卿と併存しながら役割分担して神宮行政のうち「雑訴」や「伝奏奉書」「奏事」などを担ったことを明らかにした。第3章では、観応2(1351)年に年頭に当たり政務を開始する「奏事始」が行われ、その後「神宮奏事始」は永和2(1376)年までに成立した。奏事の内容は神宮の造替、神領再興、神宮神主への叙爵の3点であった。これを担う神宮伝奏の役割は重要性を増すことになり、逆に神宮上卿の存在は形骸化していった。

以上の第一部の内容は、平安から室町期の史料解釈に基づく。史料自体が少なく、しかも近世史を専門とする申請者からすれば不慣れな点もあったであろうが、意欲的に挑戦したものである。中世史を専門とする審査委員から、部分的に別の史料解釈の指摘などがなされたが、神宮伝奏の成立から終焉までを対象にする本論文のためには、欠かせない第一部の叙述であると評価できよう。

第二部 神宮伝奏の補任 は、3章で構成される。第1章「近世神宮伝奏の補任」では、まず神宮上卿と神宮伝奏の一覧表が掲載される。全員で249名の769年間にわたる人名と当時の官職・家格などが示され、そこから各時期の特徴を指摘する。①平安末期から鎌倉初頭では、久我家を中心に清華家の5家から補任される傾向を指摘する。②鎌倉期では、神宮上卿は前代を引き継ぐ家筋で家職化が進んだことを指摘する。初めて活動の確認できる神宮伝奏は参議・名家の吉田経長のように、神宮上卿に比して官職・家格ともに低い。③室町期では、神宮伝奏の活動が本格化して神宮上卿の機能を吸収していった。④戦国織豊期では、神宮上卿の活動は確認できない(文安6・1449年为上卿の最後)。神宮伝奏では柳原・三条西・広橋家からの補任が多く、長期間勤めることが特徴として指摘される。⑤江戸時代では、延べ173人の神宮伝奏(享保16年から神宮上卿に名称を改める)のうち、約9割の官職が権大納言であった。家格では清華家が105家を数えて多数であった。なお享保16(1731)年から、「公卿補任」の表記が神宮上卿に改められ、慶応4(1868)年まで継承される。名称変更は、復古を目指す意図からであろうと申請者は推測する。

第2章「近世神宮伝奏の行動規範」では、寛文13(1673)年9月、神宮伝奏たちが、触穢や服忌に関して、神祇伯白川雅喬王に質問し、その回答32条の解釈を行うことで、神宮伝奏は神職同様に穢れを排し、潔斎を心掛けることが求められていたことを指摘する。

第3章「近世神宮伝奏の記録」では、18世紀半ばから19世紀後半にかけ、神宮伝奏経験者である中山栄親・中山愛親・正親町公明・三条実万などが神宮伝奏の記録を盛んに書写して記録を作成したことを指摘。とくに中山愛親が定めた神宮上卿在任中の心得であった「神宮定条々」は正親町公明など延べ6人の神宮上卿によって披見・書写され続けた。また、三条実万は古代・中世の神宮上卿の有職故実をよく研究した。これらの事実を把握したうえで、上記の家々は事に当っていちいち白川家や藤波家に問い合わせることなく、神宮上卿を家職として主体的に勤めようとした意識の高まりによるものと指摘する。

第三部 神宮伝奏の機能 は、5章に分かれ近世の天皇・朝廷と伊勢神宮に関する各論的な論考が並ぶ。第1章「戦国織豊期の神宮伝奏」では、朝廷が衰微し神宮式年遷宮も途絶えた時期にあっても、朝廷における神宮行政は天皇—神宮伝奏の間で機能したことを、神宮伝奏の中

御門宣胤や特に 30 年間にわたり勤仕した柳原資定の残した記録から分析した。両者は神宮行政の責任者として、この時代にあって積極的かつ主体的に役割を果たしたことも指摘する。

第 2 章「近世の神宮奏事始」では、年頭に伊勢神宮からの奏事事項を奏聞する儀式である神宮奏事始が毎年行われたが、その準備過程、儀式次第や奏事の内容を明らかにした。その結果、奏事の内容は神領再興・内宮権禰宜の叙爵に加えて祈年祭幣使再興が天和 4 (1684) 年から毎年繰り返され、奏事に歴代天皇が「早くその沙汰を致すべし」と仰せるのを例としたことを明らかにした。また天皇・朝廷は神宮に祈年穀奉幣使発遣も望んでいたことを指摘する。

第 3 章「近世神宮神主への叙位」では、承応 3 (1654) 年における神宮神主への叙位をめぐる訴訟事件を取り上げた。後期度会神道の創唱者で『陽復記』(仏教を排し儒教による神道思想)の著者である外宮権禰宜出口延佳などに対し、後光明天皇が位階昇進を命じたことに、他の外宮禰宜たちが不満を持ち、朝廷に訴訟を起こし、関白や天皇から叱責をされるや、江戸幕府寺社奉行に訴え、これまた却下された事件である。既成の秩序を超えてまでも、功労ある者に位階昇進を命じた後光明天皇の個性が窺えて興味深い。これに神宮外宮禰宜たちが自分たちの組織秩序を守るために、朝廷や幕府に訴え出た自律性・独立性にも目が向けられよう。また寛文 10 (1670) 年、霊元天皇が神宮伝奏清閑寺熙房に対して、神宮行政を摂家衆や武家伝奏を経ないで、天皇直裁にしようと命じたが、清閑寺は伊勢神宮に関する有職故実を十分に備えておらず、天皇直裁は困難であった。この当時、幕府の統制機構としての関白・武家伝奏が機能した状態にあったと言える。換言すれば、神宮伝奏の公家が家職化すれば天皇直裁は可能になるということであろう。

第 4 章「近世朝廷と神宮式年遷宮」では、寛文 9 (1669) 年度以降の神宮式年遷宮の準備過程を通時的に比較検討する。寛文 9 年では、式年遷宮の許可を与える幕府に主導権があり、関白・武家伝奏の意向が重視された。これが文化 7 (1810) 年では、光格天皇の意向により、祭主藤波の内諾を得て、正遷宮の日時が決定されたと指摘する。同様に、文政 12 (1829) 年の式年遷宮の準備段階でも、執行日決定に際して祭主藤波の内諾が求められている。このように、光格天皇以降の朝廷において伊勢神宮に関する儀式や政務は、天皇の意向が重んじられ、祭主である藤波氏の立場が上昇したことを指摘する。

第 5 章「近世の神宮例幣使発遣」では、伊勢神宮の神前に新穀を奉る神嘗祭に、天皇が使者を遣わして幣帛を奉る奉幣使は、養老 5 (721) 年 9 月 11 日以降毎年発遣されてきたが、源平争乱や戦国時代に中絶したものを、正保 4 (1647) 年に幕府によって再興されて以降、折々の準備過程を分析し比較する。承応 3 (1654) 年度や延享 4 (1747) 年度の例幣使発遣に至る準備過程では、神宮伝奏(上卿)と伊勢神宮と朝廷の間でのやり取りは、関白ないし摂政の意向が求められていた。しかるに、安永 8 (1779) 年の例幣使発遣に際しては、神宮上卿正親町公明の意見具申通りに実施され、さらに天明 4 (1784) 年では神宮上卿三条実起が中山愛親(議奏)と正親町公明の二人に相談して遂行していったことを指摘する。文化 9 (1812) 年、天保 15 (1844) 年も分析したうえで、光格天皇の決定が朝廷の伊勢神宮行政を規定したことも指摘する。

終章「神宮伝奏と神宮行政」において、本論文全体を通して各章の論旨の確認を行っている。

全体を通じて丁寧かつ慎重な叙述が印象的で、締め切りに追われることなく推敲を重ねたことの良さが出ている。

以上の所見から、審査員一同は本論文が博士（史学）の学位を授与するにふさわしいものと、一致して確認した。

論文審査委員：主査 高埜 利彦 教授

家永 遵嗣 教授

平井 誠二 特別非常勤講師

(公益財団法人大倉精神文化研究所 研究部長)